

令和7年度 大田区 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査 概要編

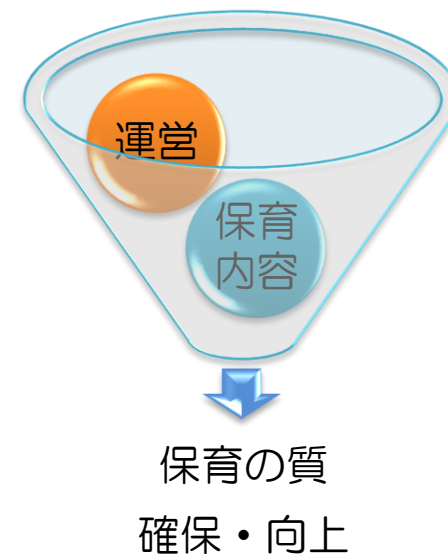
大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 大田区の指導検査の目的と法的根拠
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準
- 4 保育料の無償化対象施設としての条件
- 5 【参考資料】東京都と大田区の指導検査体制
- 6 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲
- 7 区の立入調査（指導検査）の流れ
- 8 令和6年度 主な指摘・指導事項（認可外保育施設）
- 9 大田区指導検査結果の公表

1 大田区の指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のと綱、国等からの各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



■ 大田区の立入調査（指導検査）の法的根拠

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が
市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

（参考）東京都の立入調査（児童福祉法第59条第1項）

※ 大田区の立入調査とは別に、今後も東京都による認可外保育施設に対する指導検査は実施。
⇒ 大田区は東京都と連携し、指導検査を実施する。

2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査

■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、区に指導検査の権限付与

① 無償化の確認申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等がその対象施設となるためには、市区町村に対して子ども・子育て支援法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

 大田区に確認を受けた無償化対象の認可外保育施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

② 指導・監査

一方で、大田区はこの確認を受けた無償化対象施設に対して、調査・指導等（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）を行い、監査（法第58条の8）を行うことができる。

③ 勧告、命令等

また、大田区は、特定子ども・子育て支援施設等に著しい運営基準等への違反が確認された場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等（法第58条の9）実施し、改善がなされない場合は、確認（無償化）の取消し処分（法第58条の10）を行うことが可能。

3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準

■ 特定子ども・子育て支援施設等の基準

① 設置基準（法第58条の4第1項第4号）

➡（内閣府令第44号）子ども・子育て支援法施行規則第1条

◆この内閣府令で定める基準は、平成13年3月29日雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」で示されている **「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容**である。つまり、区の指導検査基準は、**東京都の指導検査基準と同様の内容**である。

令和元年11月27日付け府子本第689号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監督について」より

② 運営基準（法第58条の4第2項）

➡（内閣府令第39号）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第53条から第61条まで

■ 大田区の指導検査基準（特定子ども・子育て支援施設等）

◆「**特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準**（令和2年7月16日付け2こ保発第11557号）」に基づき実施する。

◆大田区のHPに掲載している

HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育（一次預かりを含む）⇒ 保育施設の指導検査

4 保育料の無償化対象施設としての条件

■ 幼児教育・保育の無償化対象施設としての条件

◆ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要

- 令和6年3月29日こ成保第218号 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」で定められた指導監督基準を満たすことが必要である。

※ この「指導監督基準を満たす旨の証明書」は、東京都が検査し発行する。

◆ 大田区の保護者補助

大田区でも「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」については、各区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けている施設が補助対象の条件となっているため、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていないと補助対象から外れる

◆ 大田区は、各施設がこの証明書発行の基準を満たしているかについても検査で確認。

5 【参考】東京都と大田区の指導検査体制（法制度上の設計）①

認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設等）の場合

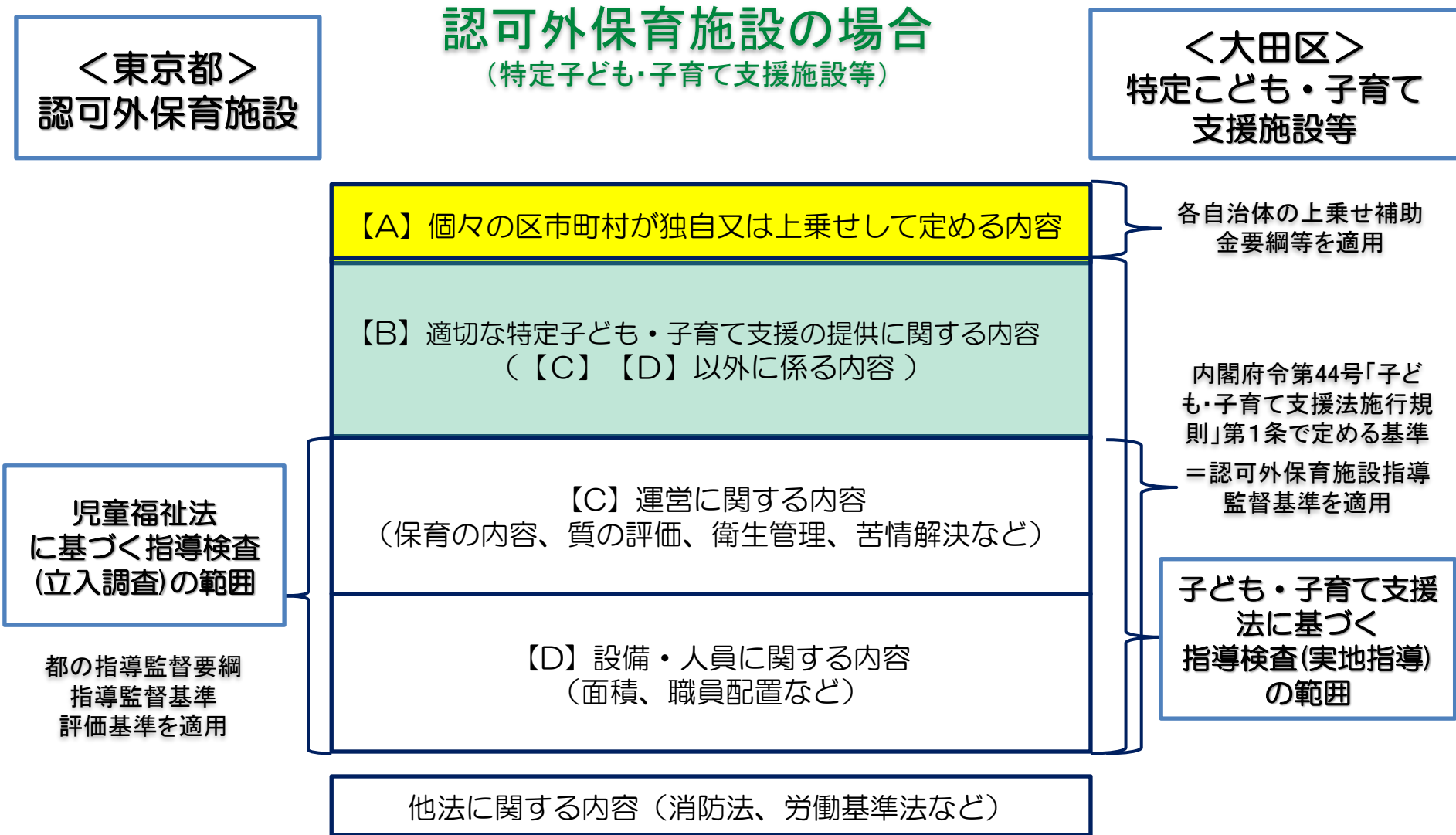
	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
設置者が遵守すべき基準	■ 認可外保育事業開始の届出 届出：児童福祉法第59条の2 基準：認可外保育施設指導監督基準	◎ 施設等利用費の支給に係る（無償化対象）施設として確認 施設・運営基準 子ども・子育て支援法第58条の4 同施行規則第1条～第1条の4
指導監督	■ 都による指導監督（児童福祉法第59条第1項） 基準を維持するため、 ・ 報告の徴収 ・ 関係者への質問 ・ 施設への立入検査	◆ 区による指導監督（支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8） 支援法の施行に必要な限度において、 ・ 報告、帳簿書類その他物件の提出 ・ 設置者、職員等の出頭 ・ 関係者への質問 ・ 施設、事務所、関係場所への立入検査

5【参考】東京都と大田区の指導検査体制（法制度上の設計）②

認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設等）の場合

指導監督基準を満たす旨の証明書	都 認可外保育施設	大田区 特定子ども・子育て支援施設等
	■ 都による証明書の交付 平成17年1月21日付け雇児発第0121002号「認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書の交付について」 本通知に基づき、立入調査の改善指導結果を踏まえて、証明書の交付を行う	◆ 区には交付権限なし ◎ 保育料無償化の対象外施設 ・ 証明書が発行されていない認可外保育施設は保育料無償化の対象外施設（5年間の経過措置あり） ・ 証明書がないと、各区独自の保護者補助金が受けられない場合あり
処分等	■ 都による勧告・命令（児童福祉法第59条第3項から6項） ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき →改善勧告・改善命令 事業の停止又は施設の閉鎖を命令	◆ 区による勧告・命令（支援法第58条の9） ・ 運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、改善命令 ◆ 確認の取消し（支援法第58条の10） ・ 運営基準に従って適正な運営ができなくなった場合 ・ 基準に違反したと認められるとき →法第30条の11による確認の取消、確認の全部又は一部の効力停止

6 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲



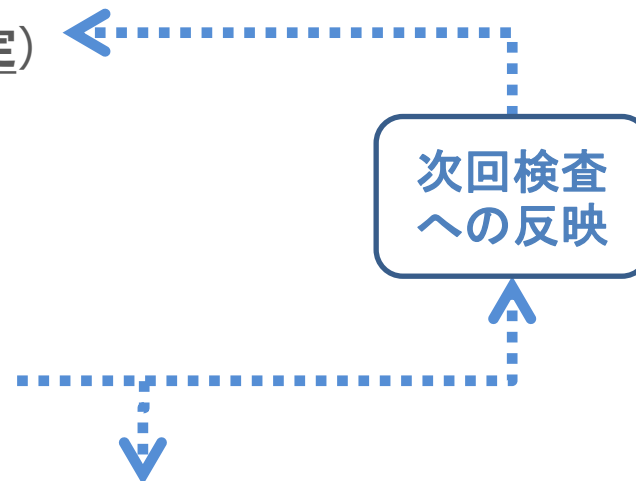
7 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（検査は半日（9時30分から13時30分）を予定）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（判定区分CとBがある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）



改善等がなされていないと判断した場合、再指導等



2 確認監査の実施（子ども・子育て支援法第58条の8）

上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 他

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても確認監査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令（子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等（子ども・子育て支援法第58条の10）

8-1 令和6年度 主な指摘・指導事項 運営管理

No	判定区分C	件数
1	不審者対策訓練を実施していない。	1
2	非常口は2箇所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。	1
3	乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていない。	1
No	判定区分B	件数
1	施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に必要項目を満たした内容を掲示していない。	3
2	避難消火訓練を実施していない月があった。	2
3	契約内容に関する必要事項について、施設のサービスを利用する者に書面による交付がされていない。	1

8-2 令和6年度 主な指摘・指導事項 保育内容

No	判定区分C	件数
1	長時間保育における補食の献立が作成されていない。	1
No	判定区分B	件数
1	年2回の健康診断の未実施や記録の不備があった。	2
2	乳幼児の基本的な発育チェックを毎月行っていなかった。	1

9 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ① 保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ② 保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③ 保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ① 大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ② 検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載 (対象は、判定区分Cのみ)

① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指摘事項の有無 ⑥ 指摘の内容 ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども未来部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査(検査)結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) ⇒ 指導監査(検査)結果報告書)